

第十五回国 参議院 内閣委員会 會議録 第十六号

昭和二十八年三月九日(月曜日)午後二時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君

理事 上原 正吉君  
松原 一彦君

委員 中川 幸平君  
河井 彌八君  
村上 義一君  
吉田 法晴君  
上條 愛一君

政府委員 行政管理局 美濃部亮吉君  
統計基準部長 押谷 富三君  
法務政務次官 杉田 正三郎君

事務局側 常任委員 杉田 正三郎君  
会専門員 藤田 友作君  
常任委員 藤田 友作君  
会専門員 藤田 友作君

○委員長(竹下豊次君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず派遣議員松原、上條御両君から調査の要旨を御報告願います。

○上條愛一君 昨年十二月、粟栖委員、成瀬委員と私の三名は、兵庫、広島、二県に出向しまして、行政管理局の出先機関たる兵庫地方監察局、広島管区監察局を初め、神戸移住院所及び異調達局を視察し、なおついでを以て山口県岩国市における駐留軍飛行基地岩

国飛行場を見学したのであります。今その概略について御報告をいたします。なお、今回の視察に際してそれぞ

れの機関より入手しました調査資料は一括して専門調査室のほうに備えてお

きますから、詳しい数字、内容等につきましてははそれを御参照願いたいと存

じます。

先ず行政管理局監察部の出先機関たる管区監察局及び地方監察局の業務実施状況について申述べます。昨年八月

の行政機構改革に伴い、従来の経済調査庁が廃止され、行政管理局の監察部が改組拡充されたわけでありまして、

当時政府の原案としては、御承知のごとく監察部の出先機関としては、各地

方ブロックに管区監察局を置き、ブロック内の各省出先機関の行政運営面を機動的に監察するといふ構想であつたのであります。当内閣委員会においてこれを審査検討の結果、監察部の出先機関は単に各地方ブロックのみに置くこととせず、管区監察局を置かない各府県にもそれぞれ、管区監察局の下部組織として地方監察局を置くことに修正を加えまして、現行の制度が実施されておるのであります。今回の視察においては、本委員会の修正が果して現実と適切であつたか否かという点については特に留意して視察を行なつて参つたのであります。

先ず第一に、監察行政に從事する出先機関の職員を執務振りについて一言申しますと、おおむね監察行政の新たな任務完遂のために、上下を挙げて相

当気魄のこもつた熱意を帯びておることを看取し得たことは、管区監察局も地方監察局も同様でありました。これは一に監察行政事務の重大性を深く認識しての職場意識の高揚ということにあることは勿論であります。半面昨

年の機構改革、定員法の改正に当つて当内閣委員会の総意による修正によつて相当数の職員が整理を免かれ、従来通りその任務に挺身し得ることができ得た感激もあつておるやに感じられたのであります。一体行政機構の

権限配分の問題を中心としてその行政権限が未端出先機関を通じて如何に運営実施されておるかを検討して、その可否を判断すべきであり、国家行政組織法第二條にも、「国の行政機関は、内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければなら

ない。」とあるように、これがために、中央、出先を通じて、各行政機関相互の連絡調整といふことは行政効率を上げる上において極めて重要なポイントであるにかかわらず、従来やもすれば各省セクシヨナリズムの余弊として、とかくその機能を欠如しがちであることは厳に改善を要する点であり、

行政運営面の盲点とも申すべきポイントでもあらうと思えるのであります。行政管理局としては今後この方面に一段の努力を要すると思われま

す。幸いに兵庫地方監察局並びに広島管区監察局の実態を見るに、漸次各省所管

官庁の理解と協力を得て、監察事務が円滑に遂行せられ、実績を挙げつつあるを見たのであります。

又監察行政実施面の具体的問題として、管区監察局一本建と管区監察局、地方監察局二本建と、いずれが是なるかの問題については、行政監察の対象たるべき各省出先機関は、兵庫地方監察局の管内だけにてもその数は二百数十カ所に及んでゐる実情であるのに、

管内全般に亘り周到なる監察を遂行せんとすれば、各府県の実情にうとい嫌いがあるため、各地に出張して監察を行う場合、多くは表面的形式的監察に墮する弊があり、監察の徹底を欠くばかりでなく、経費の面から見ても徒に出張費、滞在費等が多額を要し、各府県ごとに地方監察局を常置する場合と比較して、形は簡潔に似て実質はこれに伴わず、各般行政の全般に亘り監察を適正に徹底することは困難でありまして、経費と実績の点から見ても、教

官庁の理解と協力を得て、監察事務が円滑に遂行せられ、実績を挙げつつあるを見たのであります。

又監察行政実施面の具体的問題として、管区監察局一本建と管区監察局、地方監察局二本建と、いずれが是なるかの問題については、行政監察の対象たるべき各省出先機関は、兵庫地方監察局の管内だけにてもその数は二百数十カ所に及んでゐる実情であるのに、

管内全般に亘り周到なる監察を遂行せんとすれば、各府県の実情にうとい嫌いがあるため、各地に出張して監察を行う場合、多くは表面的形式的監察に墮する弊があり、監察の徹底を欠くばかりでなく、経費の面から見ても徒に出張費、滞在費等が多額を要し、各府県ごとに地方監察局を常置する場合と比較して、形は簡潔に似て実質はこれに伴わず、各般行政の全般に亘り監察を適正に徹底することは困難でありまして、経費と実績の点から見ても、教

官庁の理解と協力を得て、監察事務が円滑に遂行せられ、実績を挙げつつあるを見たのであります。

又監察行政実施面の具体的問題として、管区監察局一本建と管区監察局、地方監察局二本建と、いずれが是なるかの問題については、行政監察の対象たるべき各省出先機関は、兵庫地方監察局の管内だけにてもその数は二百数十カ所に及んでゐる実情であるのに、

管内全般に亘り周到なる監察を遂行せんとすれば、各府県の実情にうとい嫌いがあるため、各地に出張して監察を行う場合、多くは表面的形式的監察に墮する弊があり、監察の徹底を欠くばかりでなく、経費の面から見ても徒に出張費、滞在費等が多額を要し、各府県ごとに地方監察局を常置する場合と比較して、形は簡潔に似て実質はこれに伴わず、各般行政の全般に亘り監察を適正に徹底することは困難でありまして、経費と実績の点から見ても、教

官庁の理解と協力を得て、監察事務が円滑に遂行せられ、実績を挙げつつあるを見たのであります。

又監察行政実施面の具体的問題として、管区監察局一本建と管区監察局、地方監察局二本建と、いずれが是なるかの問題については、行政監察の対象たるべき各省出先機関は、兵庫地方監察局の管内だけにてもその数は二百数十カ所に及んでゐる実情であるのに、

管内全般に亘り周到なる監察を遂行せんとすれば、各府県の実情にうとい嫌いがあるため、各地に出張して監察を行う場合、多くは表面的形式的監察に墮する弊があり、監察の徹底を欠くばかりでなく、経費の面から見ても徒に出張費、滞在費等が多額を要し、各府県ごとに地方監察局を常置する場合と比較して、形は簡潔に似て実質はこれに伴わず、各般行政の全般に亘り監察を適正に徹底することは困難でありまして、経費と実績の点から見ても、教

十分考慮すべきであると信じます。又経済調査庁時代には、職員に対し特別号俸が支給せられていたものであります。が、行政管理局の所管となりましてから、この特別号俸が撤廃せられましたので、実際には四号俸減となつておる有様でありまして、これら職員の特遇問題は十分留意すべきであることを痛感いたしました。

次に監察方式について一言します。監察部は昨年八月の新機構発足と共に、同年九月乃至十二月の第一期監察業務計画を立て、爾後毎四半期ごとに順次監察業務計画を更新する方針をたつており、全国同一目標を監察の対象として、中央における五人の監察参事官がそれぞれ各省を分担し、その指揮下に管区監察局、地方監察局の担当部課が現物監察を実施しているという方式をとつてゐるのであります。第一

次監察計画といたしましては、(一)行政運営の適正化を目標とする監察、(二)国費の節減を目標とする監察、(三)公共事業の効率化を目標とする監察に大別しては、一、定員外常勤職員の実態調査、二、戦傷病者、戦没者遺族等援護行政監察、三、アルコール専売事業監察、四、輸出振興外貨金制度監察、五、建設機械の運営状況監察。第二の国費

の節減につきましては、一、大蔵省管財局特殊財産課の業務の監察、二、郵便物運送業務の監察。第三の公共事業の効率化につきましては、一、農林省関係農地施設災害復旧公共事業監察

この点は今後の予算編成に當つては

この点は今後の予算編成に當つては

この点は今後の予算編成に當つては

この点は今後の予算編成に當つては

この点は今後の予算編成に當つては

等を取上げており、我々一行が管区及び地方監獄局を視察した折には、いづれも監獄結果を取りまとめ、一応部内報告の作成を了しておつたようでありませう。監獄の結果が如何に行政運営の上には如何にプラスの面を招来するのことは近く判明するものと思われれるのであります。なお、右のほか行政管理局は、各管区監獄局長及び各地方監獄局長に命じて、各管下における行政運営に關する重要事項について随時情報を取集してあり、その目的とするところは、監獄業務の適正且つ効率的運営を図るにあるものであります。

結果、漁民の受ける損失についての補償業務が新たに附加されたこと、第四には、労務提供については不動産と同様、日本政府を通じて調達されることとなつてゐるので、労務の提供方式は日米兩國政府間に締結される労務提供に關する契約に基づいて日本政府は労務者を雇用し、相手方に提供し、労務者に対しては政府が労務雇用に関する一切の責任を負うことになつたので、その給与、勤務条件等は生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員の給与、その他の勤務条件を考慮して調定されることとなつたために、賃金の科学的調査と労務者との賃金決定の交渉、労働紛争の防止、解決等複雑困難な問題が新らしい任務となつたこと、第五には、行政協定第十八條より、駐留軍の行為乃至施設に起因して日本国民に与えた損害は、駐留軍の行為が公務執行に關するものであるか否かにより、日本政府乃至米軍においてそれ／＼補償することになつてゐるが、日本政府の補償は調定庁が担当し、又米軍の行為の補償についても調定庁が米軍と被害者との間に立つて補償事業の解決に當ることとなつたこと、第六には、占領期間中占領軍の不法行為は不法行為等により国民が受けた損害を補償する業務が占領軍のあと始末業務として早期処理を迫られてゐること等、独立後における調定庁の業務はややその様相を変えて参つたのであります。

而して呉調定局は、昨年四月一日に呉特別調定局から呉調定局と名称を改め、更に昨年八月一日を以て三百十八課の現機構に縮小されて、現在は定員二百八十八名中現在員二百七十六名、

次に神戸移住斡旋所の視察でありませう。移住の斡旋に關する政府の最初の施設として、昭和三年三月、當時の内務省社会局が神戸に移住収容所を設立したのが初めで、昭和四年に拓務省が設置され、昭和七年に拓務省が設置されることとなり、昭和七年に神戸移住収容所と改称せられたのであります。その後昭和十八年、官制が廢止され、共に閉鎖されておりました。が、終戦後引揚援護会や兵庫県庁職員の独身寮や、入国管理庁や神戸病院等に転用されておりましたが、外務省においては新事態に即応するために、同省の附屬機関として事務内容を充実すると共に改修及び設備費四千万円を投じて諸施設を完備して、昨年十月二十六日に神戸移住斡旋所として再開されたのであります。

一方計画移民については、平和條約発効と共に先ずアマゾン移民についてブラジル政府との交渉が成立して、その第一陣として十八家族、五十四名の募集、陸路を皮切りに、すでに昨年十二月中に右のほかアマゾン地区の呼寄せ移民約三十名をも送出してあり、近來全国的に海外移住の希望が予想外に高まりつつあることのであります。同斡旋所は、外国へ移住する者に対する国の保護施設であるから、入所者の宿泊、講習、健康診断等の費用は一切無料であり、ただ旅券発給手数料、

移住国領事の査証料及び食費（主食は米又は外食券、副食費は一日五十四円見当）を徴しており、入所期間は乗船日までの十四日以内のことであり、昭和二十八年年度は更に年間八千人程度の移民計画を立てているとのことであり、明年度予算面に容認されているところは、年間二千名で、総予算三千六百八十八万三千円となつていますが、これでは著しく予算の不足をみるものとされております。

最後に、私も山口県岩国市にある駐留軍飛行基地たる岩国飛行場を視察しました後、岩国市役所に立寄つた際左のごとき陳情を受けました。

その一は、岩国市漁業協同組合外七カ町村の漁業協同組合の請願でありまして、請願の趣旨は、岩国市姫子島周辺は終戦後在日防衛軍の進駐に伴い立入禁止、航行禁止区域に指定され、加ふるに姫子島を中心として砲撃演習を実施しつたために、地元漁民は姫子島周辺の操業を全く禁止され、漁民の死活問題を現出しているというところ、我が国が完全独立を見るに至つた今日、同地区漁民の生活安定のため早急に禁止区域を解除してもらいたい、なお既往の損害に対する速かなる国家補償を得たいというにあるのであります。

実際に姫子島は数年来防衛軍の砲撃の演習場と化した結果、全く島の原形を失つて、僅かに水上焼けただれた岩石の切り立つているのを見かけるばかりで、如何に砲撃が猛烈であり頻繁なものであつたかは察知せられるのであります。聞くところによれば、講和発効後は米駐留軍による船舶、漁船の航行禁止区域は漸次縮小されたよう

であります。昨今は主として国連軍による砲撃演習が引続き行かれており、なお姫子島周辺は現在でも依然として航行禁止区域になつていゝのであります。又漁民の損害補償の問題は、先に第十三国会において成立し、昨年七月二十二日に公布された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」の適用により、対駐留軍関係の問題は、一応解決の途が明らかとなつてゐるわけであり、対国連軍との問題は未解決のまま残つてゐるわけであり、

その他次のごとき陳情を受けました。一、岩国市より、防衛道路建設について、山口県玖珂郡町村会代表者よりルース台風災害復旧予算の追加計上に關する件。一、岩国市並びに岩国市開拓農業協同組合より、岩国飛行場拡張に伴う接収地買収促進に關する件。一、岩国市長よりの、岩国飛行場拡張に伴い鉄道引込線についての件。一、広島県小瀬川電源開発問題に關する下流域住民の陳情等がありました。併しながら以上の陳情は、直接本委員会の所管事務と關係がありませんからここには省略いたします。

以上を経て報告を終ることにいたしました。委員長（竹下豊次君） 松原君、お願いたしました。○松原一彦君 内閣委員会の御決定に基きまして、私は昭和二十八年一月二十日より一月二十四日までの五日間、長崎県及び福岡県下の行政機関を視察して参りました。竹下委員長も御視察

になるはずでしたが、御病氣で御参加ができなくなつたために私一人の視察となつたのであります。視察いたしました箇所は長崎県庁及び福岡県庁、長崎海上保安部、福岡管区監察局及び長崎地方監察局、福岡通達局及び同局の佐世保出張所、法務省の所管する入国者収容所及び入国管理事務所、保安隊第四管区總監部、福岡通商産業局、以上であります。調査の目的は、昨年の行政機構改革後における各行政庁の行政運営の実情を調査する点にあります。而して調査を主として次のような観点から行なつたのであります。

第一に、福岡管区監察局及び長崎地方監察局につきましては、昨年の行政機構改革によつて監察機構が整備されて以来、如何なる方針の下に管内の行政機関に対して行政事務の監察を実施したか、監察の具体的成果如何、又定員予算上改善を要する点はないか、更には監察を受けた行政機関の態度、或いは監察実施の結果の処理方法等の問題について調査をいたしました。第二に、福岡通達局につきましては、講和発効後における事務内容の変化に伴つて事務分量に如何なる変化が生じたか、又現在処理してゐる調査事務中、特に対米駐留軍又は対国連軍關係において事務処理上困難な事例はないか、或いは昨年実施された行政機関職員定員法の改正後の定員の整理状況如何、更には定員法改正の結果、事務処理上の支障はないか等の問題について調査をいたしました。

第三に、長崎海上保安部については、昨年の行政機構改革によつて従前の事務の一部を保安庁へ移行したため、事

務運営上特に支障はないか、又現在の定員及び予算の上において、事務運営上都合はないか、又保安庁警備隊との連絡状況如何、内部監察方法如何等の問題について調査をいたしました。第四に、保安隊第四管区總監部については隊員の募集状況や演習地接収の状況等について調査をいたしましたのであります。第五に、長崎及び福岡両県庁においては内部行政監察機構とその運営方法について、又米駐留軍又は国連軍の不動産接収関係及び労務調達関係において懸案となつてゐるものはないか、地方事務所の事務運営について改善を要すと認められるものはないか、更には国の出先機関との事務連絡上改善を要するものはないか等の問題について調査をいたしました。

最後に、福岡通商産業局であります。他の通産局に比し事務処理上特異のものありや否や、通商産業省の権限を地方の通商産業局へ移譲するを適当と認むるものありや否や、又現在の定員で事務処理上支障はないか等の問題について聴取をいたしましたのであります。なお、この機会を利用いたしました。福岡通達局の佐世保出張所に参つて、過般員において問題となつておつた国連軍關係の補償問題が佐世保においてはどうであるかを調査をいたしました。なお又朝鮮人の密入国者等を収容してゐる法務省所管の大村入国者収容所の状況を視察いたしました。大体以上のような問題点に基いて調査いたしました。極めて短期間に視察して参りましたが、十分委曲を尽し得なかつたのであります。従いまし

てそれ／＼問題について結論を下すまでには至りておりません。調査の詳細は各問題点についてそれ／＼説明資料が専門調査室に整備されてありますから、御必要に応じてそのほうを御覧頂くことといたしまして、御報告を省略させて頂きます。ここでは調査によつて大よそ私が受けた印象なり気付いた点なりを若干御報告申し上げるにとどめたいと思ひます。

第一に管区監察局及び地方監察局であります。ここでは中央で決定された計画に従つて重点的に監察が進められておるのであります。例へば第三四半期の監察によると、宮林局や地方建設局或いは農地事務局等について定員外の常勤職員の実態調査、戦傷病者、戦没者遺家族等の援護に關する行政監察、郵政省所管の郵便物運送業務の監察、農地及び農業用施設災害復旧事業の監察、或いは建設機械運営状況の監察等を実施しております。監察の結果によると、不正事件、違反事件又は事務処理上改善すべき点等少なくなく、これらは正によつて国費の節減に相当寄与し得ることが指摘されております。これら事情をいろ／＼聴取いたしました結果、今日におきましては監察業務の極めて必要なることを痛感した次第であります。

なお、附加えて申し上げますと、只今読上げましたような各項目は、先方からの依頼もあり、独立することによつて能率を高めることができるか等の調査をも兼ねてやつておりますので、相当効果が挙げたという報告も受けたのであります。

第二に、調査局であります。福岡管区では、飛行場、演習場、射撃場等

土地関係や住宅施設等の建物関係、或いは海面等の問題で現地住民との間に激々の紛争が生じております。言うまでもなく、当局の仕事の多くは駐留軍の必要とする諸施設や区域の提供と、これらの使用解除に伴う損失補償等の仕事であります。従いまして調達局は、駐留軍に対する協力の履行と国民の損失被害の救済、言い換えれば、軍の要求と国民の利益との調整という極めて苦しい立場にあるということ、又加うるに事柄の性質上、業務内容もそのずから複雑且つ困難であるという点と等、その間の事情が十分窺えたのであります。これらの点から考えまして、間接調達を直接調達に変つたから業務の分量も減少してゐるとは直ちに断定できないのではないかと、むしろ定員が削減された今日では相当苦勞を重ねておるというのが現状ではないかと感ぜられたのであります。なお、日米合同委員会と外務省、農林省及び調達局との間において、これら業務の処理上つきりしたルールがないため取扱上頗る困難を來してゐるから、この点日米合同委員会の話し合いの中心は調達局であるように是正してもらいたい旨が強調されました。又調達業務の永続性がないかも知れんということのため、職員的身分保障という点で根本的不安が終始職員の念頭を去らない点について訴えられたのであります。なお、又附加えませんが、佐世保に参つて、呉における同様の国連軍関係の補償問題の有無を確かめたのであります。ここには国連軍は駐留してゐないので、かような問題は生じていないのであります。

第三に、長崎海上保安部であります。ここは只今のところでは取り立てて問題もないようですが、ただ海上公安局法の設置の問題、つまり海上保安庁の業務のうち海難救助、海上犯罪の取締を行う部門を海上公安局として保安庁の附属機関とする問題、これは先般の国会において施行延期となつておるのではありませんが、この問題について、保安庁の性格上或いは海軍行政の一貫性の点、その他いろいろ理由はありますが、これらの点から海上公安局を設けることは極めて問題である旨が述べられたのであります。これは当委員会においては将来の問題であります。今日より慎重に研究すべき課題であると思ひます。なお附加えまして、長崎の海上保安部については、韓国の沿岸に近い所まで乏しい船舶を割いて漁船の保護に廻つておるもので、これが一週間に以上の航海を経て帰つて参りますが、非常な困難を冒してやつておる。船が乏しいところにも入らざる、而も勞務が烈しい、誠に同情すべき点を見て参つたのであります。

第四に、保安隊第四管区總監部であります。本年は内容的に充實強化したことの意図の下に車輛、通信機械の整備に力を注いでおり、又現地部隊も一途に訓練によつて鍛えたいとの方針をとつておるとのことであり、訓練の現場や宿舎、その他諸施設を拜見しました。相場の成果を挙げておる模様が看取されました。割合にすべての状況が明るく朝から取運ばれておるようであり、なお又今日ではペーパー解除の旧正規校の幹部が相当数おり、全体数の約一割を占めておるといふこと、募集状況は、第一次募集以來全国第一位の成績であるといふこと、

演習地は米軍使用のものを借りており、独自の演習場がないので困つておる、これが確保に努めておるといふこと等いろいろと困難な状況を聴取いたしました。

第五に大村入国者収容所であり、この収容所には終戦前から日本におる朝鮮人で旧登録令の手續を違反しておる者及び朝鮮人の不法入国者が現在全部合せて四百九十人収容されておる。これまでに朝鮮へ送還された者は五千四百二十七人であり、手続違反者は韓国政府においては国籍がきまらぬとの理由で受入れを拒否しておるため、収容者数は増加の一途を辿つておるとのことであり、従つてここに収容せられておる五百人に近い者は、不当拘束を理由とする釈放要求や待遇改善要求等のために騒動がこれまでにたび／＼起つておる。ありますが、当局としては速かに日韓関係の整備、施設改善等を要望しておることを見て参りました。この収容所は大村の港に近い、元の飛行場の建築物を利用してあります。そうして収容者を入れております所は、丁度刑務所と同じように、非常に嚴重な閉じがしてあります。非常にかかわらず、数カ月前に暴動が起つて、建物を叩きこわした、塀をこわしたといふようなことから、今度はその外廻りに見上げるような高いコンクリートの塀をこしらへ、四隅に高い監視所を設け、刑務所以上といふべき手厳しい監視をいたしてあります。今までは外での運動も許し洗濯等も行われておつたのであります。最近にそれうことがありましてから全部家の中に閉じ籠めてありますために非常に不平が多い。陽の目を全

く見ないのだといふので、運動も外に出さないといふところから非常な不満を訴えております。これは誠に気の毒なものであります。併し今日の法規の上から何ともいたし方がない、強制送還もできない、向うで受取らないといふのであります。で、私はこれら朝鮮人の収容状況を監察し、彼らからいろいろの訴えも聞きまして直後に、佐世保に参りましたところが、町中で前方から来る多数の、丁度元の日本の海軍水兵のごとき一団に出会つたのであります。その顔色から見ても、服装から見てもどうしても日本の海軍水兵のよくな感じがしましたので、立ちとまつて聞いてみますといふと、これは韓国の水兵であり、一方には鉄筋コンクリートの高塀の中に密入国者或いは被送還者として収容せられておるものもかかわらず、佐世保の市内では何ら関係のない韓国の軍艦が入港し、韓国の水兵が市内を横行歩してゐるといふ、誠に矛盾した現状を目撃して参つたのであります。私はこの間に大きな矛盾を感じると同時に奇異の念を抱くことを禁じ得なかつたのであります。なおついでに私は市役所の船を出して見せ参りましたが、相当大規模のもので、これじゃ魚も入つて来ないのであると素人目に見て参りました。

なお通産局につきましては特に申上げることありませんから、省略いたします。

第六に、県庁であります。福岡県は知事独自の構想として、内部行政監察機構を設置しております。これは地方自治法の規定による監察委員制度とは別個のものであつて、人事課、税務課及び土木部管理課にそれぞれ監察業務を担当の係又は専門機構を設けて監察を実施しておるとのことであり、又長崎県においても同様に内部行政監察制度を設けて近く実施せんとしておることとあります。これは最近における目立つた一現象と見ることもできますし、あつちの公けの機関の内部が非常にいろいろの問題を起し、不祥事を繰出したしますので、お目附役の上にも更にお目附役がある、全く日本の中央でも地方でも公務員制度の上における疑惑がたゞ重つて、屋上屋を架すといふことは遺憾であることを見て参つたのであります。

次に、県が国から委託されて行なつておる駐留軍に対する勞務調達関係における問題であります。駐留軍がその使用してゐる日本の勞務者を一方的に不当解雇をするという点について勞務者側から極めて強い抗議が出ておるといふこととあります。即ち現在使用主は軍側であり、これに対し雇用主は日本政府となつて、いわゆる間接雇用の形式がとられておるが、實際には現在軍が雇用的立場で使用権を行使してゐるため、身分関係のすべてが軍の指示方針により一方的に処理されておるのが現状であるといふのであります。この問題につきましては福岡、長崎両県とも完全なる勞務管理が実施でき得る實質的雇用主としての責任分野を判然とした日米勞務契約の速かなる締結を望んでおるのであります。

最後に總括して各行政庁の定員、予算等について申し上げます。各庁を通じて相当窮乏な模様であります。特

に調査局及び監察局におきましては人手が不足してある点、旅費が極めて削減されてある点、又監察局におきましては今後職員の新修が特に必要と思われるのにかかわらず、この新修に関する予算が極めて僅少である点等が強く訴えられました。

なお、要項事項についてはこのほかいろいろと詳細に亘つて聞いて参つておられますが、これらにつきましては別に専門調査室において記録が整備されておられますから、御必要の場合にはそのほうで御覧を願いたいと思ひます。

以上簡単に御報告申し上げます。  
○委員長(竹下豊次君) この問題につきましてはあとの機会に譲ることになりまして、本日はこれで散会いたしたいと思ひます。

午後三時五十四分散会

三月七日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、元軍人恩給復活に関する諸願  
(第二二六二号)(第二二七六号)  
(第二二九九号)(第二三〇〇号)  
(第二三三三三号)(第二四三三三号)  
(第二四四一四号)(第二四四二二号)  
(第二五〇二二号)(第二五〇三三号)  
(第二五〇四四号)
- 一、恩給改訂に関する諸願(第二二六四号)(第二二七五号)(第二二九八号)(第二五〇五五号)
- 一、恩給法第八十條第三項改正に関する諸願(第二三六七号)
- 一、元軍人恩給復活に関する陳情(第六四五号)

第二二六二号 昭和二十八年二月十八日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 神奈川県小田原市風祭四一  
二 本窪田新外六十八名

紹介議員 井上なつと君

恩給法特別審議会の答申案に基く増加恩給の階級は六階級に決定されたがこれは旧階級制度の復活である。増加恩給は普通恩給と異り階級に偏せず傷病の程度により生活を保障する年額を支給すべきであるから、(一)年額は昭和十三年増加恩給改定当時の物価指数に順じ改定支給すること、(二)階級を撤廃し、下級者の年額を引上げ傷病の程度により支給すること、(三)特別項症の年額は第一項症の金額にその十分の五以内を加えたものと規定しあるを「以内」を削りその十分の五と修正すること等の実現を願はれたとの諸願。

第二二七六号 昭和二十八年二月十八日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 兵庫県姫路市同心町七  
林吉二外二百十四名

紹介議員 藤森 眞治君

恩給法特別審議会議案は、旧恩給法を文官に準じて復活した場合に比し所要総金額を半額以下に圧縮されており、また文官恩給に認めてある件まで削除し、講和発効と同時に復活すべきものを昭和二十八年一月から支給する等の如きは、納得できないから、(一)加算の復活、(二)講和発効より昭和二十七年十二月末日までの分として公債または債権債務を明らかにした証書を発行すること、(三)遺族扶助料は最低月額三千円とする程度に下級者の倍額を増加すること、(四)戦争裁判による死刑

を公務死亡として取扱ふこと等の措置をとられたいとの諸願。

第二二九九号 昭和二十八年二月十九日受理

元軍人恩給復活に関する諸願(二通)  
請願者 香川県木田郡川添村 溝淵 義幸外一名

紹介議員 大谷 豊潤君

元軍人恩給復活に当つては、(一)第七項症に普通恩給ならびに増加恩給を支給すること、(二)第一款症以下第四款症まで傷病年金を支給すること等の措置を講ぜられたいとの諸願。

第二三〇〇号 昭和二十八年二月十九日受理

元軍人恩給復活に関する諸願(二通)  
請願者 香川県大川郡津田町 三田 猛外一名

紹介議員 紅露 みつ君

第二三四三三三号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 岡山県久米郡打穴村役場内 石坂澄夫外九名

紹介議員 加藤 武徳君

この諸願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二四四一四号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 高知市本宮町一三三 秋澤 子彦外八千四百八十八名

紹介議員 寺尾 豊君 入交 太 藏君

この諸願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二四四二二二号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する諸願(三通)  
請願者 愛知県知多郡横須賀町大字 横須賀字山屋敷四 山田文 治外三千六十名

紹介議員 山田 佐一君

この諸願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二五〇二二二号 昭和二十八年二月二十四日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 愛知県渥美郡田原町大字浦 字岡九二 岡田龍之外七千 三百十八名

紹介議員 山内 卓郎君

第二四三三五五号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する諸願  
請願者 和歌山市関戸高松三〇二 楠山英太郎外三百四十五名

紹介議員 徳川 頼貞君

この諸願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二五〇四四号 昭和二十八年二月二十四日受理

元軍人恩給復活に関する諸願(三通)  
請願者 和歌山市敷ノ丁七 角谷弘 毅外千七百九十二名

紹介議員 徳川 頼貞君

この諸願の趣旨は、第二二六二号と同じである。

第二二六四四号 昭和二十八年二月十八日受理

恩給改訂に関する諸願  
請願者 長野県上伊那郡辰野町六、 〇七二 上島邦光外七百九 十一名

紹介議員 羽生 三七君

過去二回にわたり、現職公務員の給与改訂が行われるたびに恩給の改訂が行われたにもかかわらず、昨年十一月のベリースアップに際しては恩給の改訂措置がとられずはなはだ遺憾としていたところ、昭和二十八年度予算にこれが所要経費を計上され感激を新にしたのであるが、本措置のための十三億円が突如として削除転用されたことは全受給者の納得できないところであるから、すみやかに恩給の改訂措置を講ぜられたいとの諸願。

第二二七五号 昭和二十八年二月十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫東粟郡山崎町大才一

三一 入江榮太郎外三百十一名

紹介議員 横尾 龍君

この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二二九八号 昭和二十八年二月十九日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町一一一

鈴木常松

紹介議員 油井賢太郎君

過去二回にわたり、現職公務員の給与改訂が行われるたびに恩給の改訂が行われたにもかかわらず、昨年十一月のペースアップに際しては恩給の改訂措置がとられなかつたのみか、昭和二十八年度予算にもこれが所要経費を計上されないことは全受給者の納得できないから、すみやかに恩給の改訂措置を講ぜられたいとの請願。

第二五〇五号 昭和二十八年二月二十四日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県諏訪郡湖東村 両角

丑助外六百七十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二三六七号 昭和二十八年二月十九日受理

恩給法第八十條第三項改正に関する請願

請願者 大分県宇佐郡四日市町大字

四日市四七 上田剛

紹介議員 松原 一彦君

恩給法の扶助料中普通扶助料と公務死による扶助料とはその根本精神にはなほだしい相違があり、これを同一に取り扱うことが如何に真理に反し実情に即しないかは明らかであるから、恩給法第八十條第三項父母または祖父母婚姻したときの項に「但し、公務による傷害疾病による死亡者はこの限りにあらず」との但書を加え、本法は公布の日より之を施行し、昭和二十八年四月一日より之を実施する」と改正せられたいとの請願。

第六四五号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する陳情(三通)

陳情者 香川県木田郡川添村 溝

淵義幸外二名

元軍人恩給復活に当つて、政府は職業軍人の普通恩給を高額に定めようとし、戦病死者の遺族扶助料と第六項症以上の傷い軍人に対し申訳的に僅少の年金を支給し、第七項症以下の年金恩給を復活しないと発表したことは、第七項症以下の傷い軍人にとりにはなほ納得できないものであるから、第一項症には普通恩給および増加恩給を第一款症以下第四款症までは傷病年金恩給を支給せられたいとの陳情。